

令和4年度第3回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日時	令和5年1月11日(水)午後2時～午後3時10分
*場所	オンライン(ZOOM)・対面(教育委員会室)開催
*次第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の指定について III 協議事項 ・吉祥寺経蔵の現状変更について ・講安寺本堂及び庫裡の現状変更について IV 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、副島弘道、岩淵令治) 事務局(新名教育総務課長、川口文化財保護係長、内藤文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資料	資料第1号 文京区指定有形文化財 指定説明書(案) 資料第2号 文京区指定文化財(有形文化財)の指定について(建議) 資料第3号 今後の予定について 資料第4号 現状変更協議書(吉祥寺経蔵) 資料第5号 現状変更協議書(講安寺本堂及び庫裡)

I 開会

II 議題

1 文京区指定文化財の指定について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書(案)の説明を行った。

《会長》それでは何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》今回、資料第1号3ページの1行目の「『御府内備考』によると」という部分を追記されたとのことですが、参考文献の方では『御府内寺社備考』と表記されています。もし『御府内寺社備考』を参考にされたのであればそちらに表記を合わせた方が良いかと思いますが、いかがでしょうか。

《委員》事務局の方から『御府内備考』と『御府内寺社備考』の関係性について改めてご説明いただけますか。

《事務局》名著出版から『御府内寺社備考』として数冊出版されたものを参考としています。一方で、その書籍が底本とした資料の正式名称は「御府内備考続編」です。「御府内備考続編」は江戸府内にある寺社についての書上で、「御府内備考」は寺社以外の江戸の町についての説明部分になります。

《委員》今のご説明によれば「御府内備考続編」(『御府内寺社備考 三(浄土宗)』所収)と表記した方が正確で、後から見た際に分かりやすいかと思いますがいかがでしょうか。

《委員》これが難しいところで、『御府内寺社備考』という名称の方が一般には知

られているので、こちらを引用してしまう場合もあります。

ただ、資料名称としては「御府内備考続編」が正しいので、正確を期すならば本文では「御府内備考続編」と引用し、参考文献の部分で影印本に所収されていることを示すのが良いかと思えます。

《会長》私もそれが良いと思えます。

なおこの場合、「御府内備考続編」は二重鉤括弧で括るべきではないということでしょうか。

《委員》冊子の形態であれば二重鉤括弧で括るという考え方と、版本になっているものだけを二重鉤括弧で括るという考え方があります。歴史学者は二重鉤括弧を版本限定で使う人が多いと思いますが、この場合はどちらでも構わないと思えます。

《会長》そうしますと、本文では「御府内備考続編」とし、参考文献のところで「御府内備考続編」（『御府内寺社備考 三（浄土宗）』所収）と表記するのが分かりやすいかと思えますが、ご意見等はございますか。

（なし）

他にご質問・ご意見等はございますか。

（なし）

本件を文京区教育委員会に建議するということでお諮りをしたいと思えますが、ご異議はございますか。

（なし）

それでは、資料第2号のとおりにご承認いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

（承認）

最後に、事務局から今後の予定についてご説明をお願いします。

指定に向けての今後の予定について、事務局が資料第3号に基づき説明を行った。

《会長》何かご質問・ご意見等はございますか。

（なし）

Ⅲ 協議事項

1 吉祥寺経蔵の現状変更について

《事務局》資料第4号について説明いたします。

対象の文化財は文京区指定有形文化財建造物の吉祥寺経蔵1棟で、文京区本駒込3丁目に所在します。経蔵は文化元年（1804）に再建されたもので、昭和8年に大改修が行われています。

令和4年度の補助事業として実施した保存修理にかかる調査によると、この建物は内部に構造体としての仕切り壁がなく、柱12本と柱の間に落とし込まれた厚さ24mmの板壁で支えています。屋根瓦及び葺土の荷重、構造材の自重は大きく、地震の際に大きな荷重がかかることになるため、それに抗する補強材を加える必要がある、とされています。これにより、耐震のための構造補強を検討し、来年度実施したいということです。

その概要は、RC造の基礎を新たに構築し、既成の柱脚を用いた鉄骨自立柱を設置するとされています。床面にRC造の基礎が新たに打たれ、そこから直径約270mmの鉄骨の柱4本が立つため内部の様相が変わることとなりますが、鉄骨柱は黒つや消しまたは木目調の塗装とし、既存の梁に木ねじ等を使って緊結し、基礎のコンクリートは敷石を復旧して表に出ないようにするため、見た目や可逆性に配慮をするということです。この工法のほかに、外壁に鉄骨フレームをつける方法や補強壁を設置する工法なども検討したようですが、外観、特に建物を特徴づけている花頭窓をふさいでしまうことから、文化財の価値を損なってしまうため、ふさわしくないと判断し、外観には影響がない本工法とすることになったようです。また、耐震改修に加え、屋根瓦の葺き替え及び建物の傾斜の引き直し工事も併せて実施する予定とのことでした。

本件のとおり、現状変更を行うことについて、委員の先生方のご意見をお聞かせください。また、本日ご欠席の委員に資料を送付し、事前にご意見をいただきましたのでお伝えします。「外観を重視し、内部に鉄骨の自立柱を建て、補強するという方法が現状では妥当と思われる」とのことでした。

なお、文京区指定文化財の現状変更は許可制ではなく、事前協議となっているため、本日のご意見、議論を踏まえて教育委員会において回答をいたします。

《会長》何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》事務局からは、資料第4号には書かれていない事柄についてもご説明があったかと思いますが、それはお寺から提出された書類に記載されていたことなのか、あるいは、調査や協議を重ねる中でそういった話が出てきたのか、その辺りをご説明いただけますか。

《事務局》これまでに吉祥寺様、そして経蔵の修理を担当されている方と、文化財保護審議会委員の先生も含めて何度か打合せを行っておりまして、その中で出てきた意見もお伝えいたしました。また、今年度に吉祥寺で行った補助事業に関して、『吉祥寺経蔵保存修理事業調査報告書』が提出されておりまして、そこに書かれている内容から抜粋して本日の説明を行っております。

《委員》わかりました。

そうしますと、今度の事業も補助事業になるということですか。

《事務局》現在は予算上の申請をしている段階です。現状、瓦の葺き替えと傾きの修正については補助事業となる予定ですが、全体の耐震改修については補助額の上限に達してしまうため、所有者の自主事業となりそうです。

《委員》どの程度の割合で補助をするかは決まっていますか。

《事務局》通常、区指定文化財の建造物に対しては、補助対象経費の30%にあたる額を補助しています。補助額は500万円が上限です。

《委員》その場合、修理業者は相見積もりを取り複数の業者の中から選定している

のでしょうか。あるいは、お寺が希望する業者に依頼し、無条件で補助をするのでしょうか。

《事務局》基本的には所有者の希望する業者が実施しています。実績のあるところを選ぶように伝えてはいますが、相見積もりをするように指導はしておりません。

《委員》わかりました。

建造物の場合は特殊な事情があるのかもしれませんが、公的機関が補助する場合、相見積もりを取りそれが適正な価格であるということを確認したうえで補助事業にするのが通常で、それは国や東京都もやっていることだと思います。そのような形で修理事業に臨まれる方が好ましいと私は常々思っておりますので、この場ではご意見だけ申し上げます。

《会長》補助金の内容に関しては区の方でご検討いただきたいと思います。

他に何かご質問・ご意見等がございますか。

《委員》先ほどのご説明では、花頭窓を塞がないよう、外観を保全できるようにすることが重要なポイントの一つとなっていました。同様に経蔵内部においても、できるだけ違和感のないような工夫を柱にされているというお話でした。これらは文化財の指定理由に深く関わる問題ですので、現状変更申請の中で明記していただく方が良いと思います。そのうえで認められるかどうかの判断ができるように思います。

《事務局》協議の結果として区から書面を出すことになりますが、その中で文化財的価値を損なわない形の修理をしていただくよう、改めて明記したいと思います。

《委員》わかりました。審議会の中で協議した内容も含め、文書としてきちんと残すことが重要だと思います。

《会長》最終的には文京区教育委員会として判断することになると思いますが、協議結果をお知らせする際には審議会の内容を踏まえ、ご指摘のあった部分について明記していただければと思います。

他に何かご質問・ご意見はございますか。

(なし)

2 講安寺本堂及び庫裡の現状変更について

《事務局》資料第5号について説明いたします。

対象の文化財は文京区指定有形文化財建造物の講安寺本堂及び庫裡各1棟で、文京区湯島4丁目に所在します。本堂は土蔵造で寛政期(1789-1801)をくだらない時期の建造とされ、屋根は寄棟造で二段構えになっています。庫裡は幕末の建物で、本堂、庫裡とも、現在も寺院や住職の住まいとして使用されています。適宜修繕を重ねてきましたが、老朽化も目立ち、耐震性にも不安があることから、今後も檀信徒のための菩提寺として、また区指定文化財としての価値を持続させるために改修を行いたいということです。

来年度以降、改修を進めていく予定とのことですが、瓦調査や傾倒・不同沈下の調査を行った結果、屋根瓦のチタン瓦への葺き替えをまず実施することになったようです。何か年かに分けて実施するとされていますが、そのうち令和5年度は本堂の上段の屋根について実施したいとのこと。チタンは金属であり、葺き替えることで土瓦葺きから金属屋根へ仕様が変わることとなり現状変更にあたります。チタン瓦にする理由は、屋根の軽量化で耐震性を向上させること、耐久性に優れていることその他、見た目については、現状の瓦の色に合わせて作成することができるため、景観の変化は軽微であると考え、この工法を選択したとのこと。耐震改修の方法として、屋根の軽量化のほかに、耐力壁の設置なども検討したようですが、本堂は土蔵造の漆喰が当初の姿で残っており、壁に手を加えることは文化財の本来的な価値を損なうことになるため、適切でない判断だとされています。

令和6年度以降も順次瓦の葺き替えを実施していく一方で、庫裡の改修なども検討し、必要な改修を行っていくということです。

なお、本日ご欠席の委員よりご意見を頂いておりますので、お伝えします。

「この建物は以前から庫裡部分の改修などの検討のため現状調査を実施してきたが、地盤沈下による柱の傾きや外壁の亀裂などが確認され、緊急ではないものの今後構造補強を中心とした改修工事の必要性の高い重要な文化財であることが判明した。

今回、所有者側から、先の庫裡部分の改修ではなく、建物全体の屋根を棧瓦葺きからチタン瓦に葺き替え、屋根荷重を軽減することで建物の耐震性を高めたいという現状変更の申し出があった。

文化財でのチタン瓦の使用は、高価な材料で、その耐久性も不明なため、その導入は積極的には行われてこなかったこともあり、再度、屋根以外の補強についても進言したものの、チタン瓦への葺き替えを強く要望された。チタン瓦への変更が耐震性を高めるひとつの方法であり、文化財保護の新しい試みとして、経過を観察していく（例えば、毎年、柱の傾きのデータを採取する）といった措置を取り続けるというのも方法かと考える。ただ、屋根だけの補強では、今後新たな改修の問題が生じてくるように思う。そこで、改めて、①今後の改修計画の詳細を明確にすること、特に外壁の改修等は今後どう考えるのか、②先の毎年のデータ採取を行うこと、を条件に採用するといったことを求めるべきと考える。」とのことでした。

本件につきましても、現状変更を行うことについて、委員の先生方のご意見をお聞かせください。

《会長》何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》今回の現状変更のポイントとしては、建物に当初の漆喰壁が残っており、それを保存することが重要であるということと、現状の土瓦が創建時のものではなく、価値が高いものとは思えないのでチタン瓦に変えたいという2点で良いでしょうか。

《委員》まず、チタン瓦のメリットとしては、軽さと耐久性の高さ、そして酸化により現状の瓦色と遜色ないようにできるということが挙げられます。そのうえで、瓦は現代に近いところで葺き替えられているものなので、瓦自体には文化財的価値がほとんどないという点が理由の一つとなっています。

《委員》わかりました。

資料第5号の耐震改修計画の考察部分で、「一定の地震力に対しての安全性を確保する方法で考えた場合、屋根重量が33%減少するので、地震力は比例して33%減少する」と書かれている一方で、「建物の固有周期を考慮して地震力を算出する方法で考えた場合は、重量と地震力が比例しないが、33%の屋根重量減少であれば、地震力は低減傾向にあり、安全側である」とも書かれています。この二点がすっきりと合致しないのですが、どのように理解すればよいのでしょうか。

《事務局》確認させていただきます。

《委員》こちらの事業に対しても区が補助を行うのでしょうか。

《事務局》こちらについても予算上で申請している段階です。

《委員》講安寺は文化財指定時、近世の社寺建築としての側面が評価されたと思いますので、それをチタン瓦に変えるというのはいくら安全だとしても、文化財的価値はかなり制限されると言わざるを得ないのではないのでしょうか。所有者の希望が強いのはわかりますが、区として賛成するのが難しい状況であれば、補助事業とすることに区民の賛成は得られないと思いますので、自主事業として行っていただくほかに思えます。そのうえで、文化財的価値がなくなったとして指定解除を検討するのか、あるいはその程度の変更であれば指定を維持するのか、区としてはそこを判断することになるのではないのでしょうか。

《事務局》確かに、チタン瓦を指定文化財で使用している事例は極めて少なく、特に国指定建造物では使用例がありません。県指定建造物でも事例があるかどうかという状況ですので、やはり文化財に対してチタンを積極的に使う傾向にはないと思います。よく事例として挙げられる浅草寺や増上寺は指定文化財の建物ではありません。

この点に関連して、チタンの使用により文化財的価値を完全に減じてしまうと判断できる要素は何かということについて、ご意見を伺いたいと思います。

《委員》文化財的価値については建築専門ではないので分かりませんが、前例がなく、効果もはっきりしないチタン瓦を新しい試みとして使用したいというお話だとすると、やはりその部分は補助事業に該当しないのではないかと思います。これが前例になると、先に協議した吉祥寺のような建物でも「独立支柱による耐震補強を行うのであれば、屋根重量を3割軽減できるチタン瓦にしてしまった方が良い」という話が出てくる可能性もあります。

《事務局》講安寺様には耐震壁の補強等もできると伝えてはいますが、やはりチタン瓦への葺き替えを強く希望されています。具体的には、檀家さんが中にい

るときに地震が起こったとして、現状だと潰れてしまうところ、チタン瓦にすれば逃げる時間を確保できるというお考えです。

チタンに葺き替えることで文化財的価値がどれだけ減ずるといような決定的な要素がないため、判断に迷うところです。

これまでの協議の中で、補助事業の対象にするかどうかという議論も当然出てきましたが、最初は屋根瓦をチタンにするだけでおしまいという考え方でしたので、やはりそれだけでは補助事業にするのは無理ではないかという話でした。そうではなく、それをしつつ将来に向けた改修工事の計画についてもきちんと具体化する、そういったことを条件にするのであれば補助事業にするのもやむを得ないかなというのが協議にご参加いただいた先生のご意見でした。

なお、「講安寺耐震改修計画」では部分的な地盤改良等、適切な処置を今後施していくとされてはいますが、やはり、きちんとした改修計画を立てることは必要だと考えます。

《委員》 それでは今回の修理については補助事業として採択せざるを得ないというようにお考えでしょうか。それとも区に何か具体的なお考えがあるのでしょうか。

《事務局》 その点を現在、検討しているところです。

《委員》 わかりました。

仮に現在の瓦が当初のものでないとしても、近世建築の文化財に対してチタン瓦のような新しい素材を使いたいという希望があり、なかなか協議がまとまらないということであれば、審議会委員だけではなく、近世建築等をご専門とされる学識経験者にも相談のうえ、もう一度協議をし直し、そこでの意見に基づいて判断するという方がわかりやすいかと思います。

《会長》 文化財を補助事業で修理するとなると素材や工法なども補助事業として適切なのかという判断の対象になると思います。修理するから補助をしてほしいという所有者の考え方はわかりますが、文化財として素材や工法が適切かどうかは区で判断することではないでしょうか。そのうえで文化財修理として相応しくないということであれば、補助事業から外すという判断もあり得ると思いますし、さらには、チタンになったことで文化財的価値が減じられ、指定に値しないとなり得るかどうかについても検討する必要があると思います。

一例ですが、城郭の石垣の修理をする際に、異なる石材を使用したり、異なる工法を用いたりするのは、指定文化財の修理としては基本的に駄目だということになるでしょう。建築の場合は特殊な事情があるのかもしれませんが、現段階では、審議会としてこれで良いとはいえないと思います。先にあったように、建築を専門とする他の先生の意見も伺ったうえで判断するとよいのではないのでしょうか。

また、建造物としての全体を維持していくために何が必要なのかという点についてきちんと戦略を立てることも必要だと思います。全体の計画をき

ちんと立て、適切な改修計画の中で検討してはじめてチタン瓦の評価が定まるのではないかと思います。

《事務局》わかりました。

《委員》実際の施工は寺社建築で実績のあるところが担当するようですが、施工側としてチタン瓦に対する意見等は出なかったのでしょうか。

《事務局》現状、直接意見は聞いていません。

《委員》わかりました。

《委員》調べてみたところ、チタン瓦の使用例として国指定名勝の鶴戸神宮に関する記事がありましたが、やはり素材が違うというのは決定的だと思います。記事に掲載されている写真を見ると、葺き替え工事後の写真は屋根をあまりアップにしていますが、大分ピカピカとして質感が違うように思えます。これが文化財的価値をどれほど減じるかという議論になりますが、チタン瓦は色目があまり変わらないといっても、どれほど耐久性があるものなのか不明なのでもう少しデータが欲しいと思うのと、33%の屋根重量減少が耐震上、根本的な解決になるのかが疑問に感じます。

確かに近年、寺社等の文化財でチタンを使いたいとの要望は増えているようですが、外観の問題と、素材が違うということと、本当に耐震性があるのかということとでまだ踏み切れないように思います。したがって、まずは全体の計画から考えなければいけないという先ほどのお話には同感です。なお、本殿から始める計画なのはお寺の優先順位なのかもしれませんが、目立たないところから始めてみるなどの選択肢はあるかもしれません。とはいえ、現時点では実際どうなるのかが不明なので、それに対して補助は出せないのではないかとのご意見には私も同感です。

《会長》他に何かご質問・ご意見等ございますか。

(なし)

本件については、審議会に出た意見等をまとめていただいたうえで、お寺の方にお伝えいただければと思います。

Ⅲ 閉会

《会長》これをもちまして、令和4年度第3回文化財保護審議会を閉会とします。